

## 平成30年4月から 「国民健康保険」が制度改革

### 窓口手続きはこれまでどおり市が行います

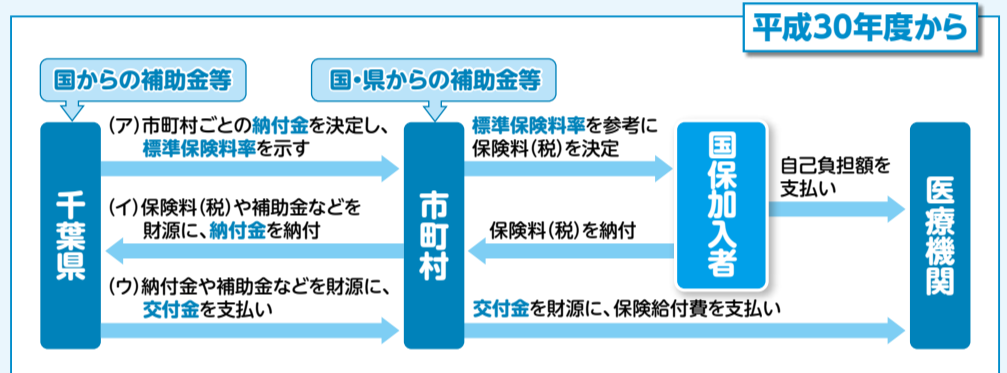
国民健康保険(以下国保)は、全ての国民が安心して医療が受けられるよう、いずれかの公的医療保険に加入する「国民皆保険制度」の基盤となるものです。しかし、高齢者の加入割合が高く、多額の医療費を賄わなければならないため、年々財政運営が厳しくなっています。そこで、国保制度の将来にわたる安定を目指し、平成30年4月から、運営に県も加わり、県内の市町村が支え合う制度に改めることになりました。

国民健康保険課 資格給付担当☎712-8532、保険税担当☎712-8534



### 平成30年度からの制度改革による財政運営の仕組み

国保は現在、市町村が運営していますが、4月からは都道府県単位となります。制度改革の概要は、県が財政運営の責任主体として、右図のように市町村ごとの国保事業費納付金を決定し(ア)、市町村から集め(イ)、市町村で必要となった保険給付の費用を、交付金として支払います(ウ)。市町村は各種手続きの窓口を引き続き担当します。詳しくは市公式Webサイトをご覧ください。



### 制度改革に伴う変更となる点、変更がない点 窓口手続きや保険税に関する変更はありません。

#### 変更となる点

保険証(被保険者証) 様式が一部変更されます。

1	千葉県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 年 月 日
	記号 氏名	番号 性別
2	生 年 月 日 適用開始年月日 交 付 年 月 日	年 月 日 年 月 日
	世帯主氏名 住所	都道府県 市町村 検査 番号 番号 番号
3	保険者番号 交付者名	印

- 1 資格の管理が都道府県ごととなるため、新たに都道府県名(千葉県)が入ります。
  - 2 「資格取得年月日」を「適用開始年月日(市町村による資格管理の開始日)」へ変更します。
  - 3 「保険者名」を「交付者名(市町村名)」へ変更します。
- これまでどおり本市より7月中旬に世帯主宛に簡易書留で郵送します(予定)。
  - 平成30年7月31日有効期限の保険証は、有効期限まで使用できます。ただし、他の保険などに加入した場合は、加入した日から使用できません。
  - 市町村ごとだった資格を都道府県ごとに変更します。県内他市町村に引っ越しをした場合、住所変更のため保険証の発行手続きは必要です。

高額療養費 該当回数が通算されます。

高額療養費(医療費の定められた自己負担限度額を超えた分)の支給が、過去12カ月以内に4回以上あった場合は、4回目から同限度額が低くなります。4月からは、県内他市町村に引っ越しをした場合も、引越し前と同じ世帯と認められるときは、高額療養費の該当回数が通算され、経済的な負担が軽減されます。

#### 変更がない点

##### 窓口

各種手続き窓口(加入・脱退の手続きなど)はこれまでどおり市町村が行います。

##### 保険税

- 平成30年度以降も市町村が保険料(税)率を決定し、賦課・収納を行います。
- 本市の平成30年度保険税率、納付方法、納期限に変更はありません。

##### 保健事業

これまでどおり市町村が行います。本市の平成30年度特定健康診査、特定保健指導の内容・実施方法に変更はありません。

### 国保の健康維持の取組

国保加入者を対象に、健康の保持増進などを目指し保健事業を実施しています。

特定健康診査 特定保健指導 (どちらも無料)	40歳から74歳を対象に、特定健康診査を実施しています。健診の結果、検査データがやや高めの方には特定保健指導を案内して生活習慣改善を支援しています。糖尿病の発症や重症化を予防する取組も行っています。	疾病予防課 健診担当☎377-4513 特定保健指導担当☎377-4514
短期人間ドック の一部助成	6カ月以上加入している40歳未満の方を対象に、短期人間ドックの一部助成を行っています。 ※今年度の申請受付は1月末をもって終了しました。	国民健康保険課 資格給付担当☎712-8532
ジェネリック医薬品 の使用促進	現在使用している先発医薬品から後発品であるジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額を、該当する方に「ジェネリック医薬品差額通知」でお知らせしています。	

### ご存知ですか

#### キャッシュカードで国民健康保険税の口座振替申込が即時登録完了

国民健康保険課(仮本庁舎)、行徳支所福祉課、南行徳市民センター、大柏出張所で手続きができます。本人確認書類(保険証・運転免許証など)とキャッシュカードをお持ちください。※取扱金融機関など、詳しくは☎712-8534国民健康保険課保険税担当までお問い合わせください。